

## 令和2年度第2回京都市住宅審議会

日時 令和3年3月11日（木）午前10時00分から午前11時40分まで

場所 京都市役所分庁舎4階第4，5会議室

### 出席者

<審議会委員>

※50音順

会長 高田光雄委員（京都美術工芸大学工芸学部教授，京都大学名誉教授）

副会長 三浦研委員（京都大学大学院工学研究科教授）

井上えり子委員（京都女子大学家政学部生活造形学科教授）

梶原義和委員（（公社）京都府宅地建物取引業協会副会長，（有）ファミリーライフ代表取締役）

加藤秀弥委員（龍谷大学経済学部准教授）

栗木雅美委員（市民公募委員）

黒坂則子委員（同志社大学法学部教授）

佐藤由美委員（奈良県立大学地域創造学部教授）

松本正富委員（京都橘大学現代ビジネス学部教授）

特別委員 岸本千佳委員（株式会社アッドスパイス代表取締役）

<京都市>

京都市 都市計画局 住宅政策監 岩崎

住宅室長 平松

まち再生・創造推進室長 寺澤

住宅室 住宅政策課 企画担当課長 関岡

住宅室 住宅管理課長 菱崎 その他職員一同

傍聴者 0名

取材記者 0名

次第 以下のとおり

1 開会

2 委員及び出席者の紹介

3 議事

・答申の取りまとめについて

4 閉会

### 1 開会

#### 【事務局】

ただいまから，令和2年度第2回の京都市住宅審議会を始めさせていただきます。

住宅政策課企画担当課長の関岡です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

住宅マスタープランの策定に向け，昨年1月に諮問させていただき，これまで7回にわたって審議をいただいておりますが，本日は，これまでの審議会における議論を答申として取りまとめいただく最終の会でございます。

## 2 委員及び出席者の紹介

### 【事務局】

本日は、渡邊委員が所用により御欠席で、9名の委員に御出席いただいているとともに、「都市の魅力・活力の向上につながる住宅政策 検討部会」から特別委員として御出席いただいている岸本委員にも、引き続き特別委員として御出席いただいております。本日も大変お忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の過半の御出席をいただいておりますので、京都市住宅審議会規則第3条第3項により本会が有効に成立していることを御報告させていただきます。

また、当審議会は、原則として公開することとしておりますので、傍聴席を設けるとともに報道関係の方々の席も設けております。

傍聴にお越しいただいている皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用等を心掛けていただくとともに、咳、発熱などがある場合には御遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、報道機関の方々におかれましては、撮影等を行われる場合、審議の妨げとならないよう御注意いただければと思います。

## 3 議事

### 【事務局】

それでは、高田会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

### 【高田会長】

今日の議事は、答申の案の検討で、答申の提出に向けた最後の審議会でございます。

京都市からの諮問事項である「新たな京都市住宅マスタープランの策定に向けた今後の住宅政策の基本的な考え方」について、これまで皆さんからいただいた意見をもとに答申案を作成したので、それを検討いただくということになりますが、今日の審議を踏まえて取りまとめたものを最終的な答申にするという前提で御審議をいただければと思います。

最初に、事務局から答申案を御説明いただきたいと思いますのでお願いいたします。

—（京都市から資料に基づき説明）—

### 【高田会長】

それでは、ただいま御説明いただきました答申の案についての御審議をお願いしたいと思いますが、今日は、答申前の最後の審議会ということで、内容はもちろんのこと、文言も含めて御意見を賜ればと思います。

### 【井上委員】

全体的な話で、京都市の住宅マスタープラン策定に向けて1年強話し合ってきましたが、前半部分は、新型コロナウイルスがどう影響していくかというのを分からないまま議論していました。

最近になってきて、ようやく日本人の住生活が変わっていくのではないかとということが何となく分かり始めてきたという段階での答申になりますので、新型コロナウイルスの話はどこかで入れておくべきだと思います。

このマスタープランを作るに当たっての答申であっても、やはり新型コロナウイルスによる生活や人々の考え方の変化というのに柔軟に対応すべきであるというようなことが、最初なり、最後のまとめなりに入っていた方が良いのではないかと思います。

具体的な表現では、例えば3ページの前半に現状の住宅供給の動向の持ち家の新築住宅の分析があって、二つ目の丸のところに、子育て層に限ると、今後5年以内の住み替え意向は、借家から持ち家が最も高く、依然として持ち家志向が根強いことがうかがえるという資料が平成30年のデータとなります。

コロナ前のデータは、そもそも今後通用するデータなのか、これが傾向として続くデータなのか心配です。

ですので、ここで終わらないように、平成30年度時点ではそうだったけど、その先は分からないというニュアンスにしておく必要があるのではないかと思います。

【高田会長】

ありがとうございます。

不確実性の高い情報について、言い方を工夫するということと、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う住生活、あるいは今後出てくるであろう住宅に対するニーズの変化に柔軟に対応する、つまり、具体的に何かするというのではなくて、新しい変化に対して柔軟に対応するというような表現をどこかに挿入するという御意見だったと思います。関連する御意見があったらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【高田会長】

では、他にも今のような修正を加えるという御意見はございますか。

【佐藤委員】

今おっしゃったようなことが、今後コロナ禍の課題として出てくると思います。京都は特に観光業に携わっている方が多くいらっしゃって、今のところ、それほど住まいに困っている方が大量にいらっしゃるわけではないですが、奈良では、一番不安定な条件を持っている方が家賃を払えないという問題が生じており、福祉側の支援を受けている例も多くなってきています。京都でもセーフティネットという観点から、今後、コロナだけではなく、災害なども視野に入れて、生活が不安定になる人たちに対して柔軟に対応するというようなニュアンスの記述を入れていただければと思いました。

【高田会長】

今の佐藤委員の御指摘は、セーフティネット関連の記述のところに、コロナウイルスの感染症拡大の影響の中で出てくる格差の拡大や、困窮者の増大ということに対応するというニュアンスの記述を加えるということでしょうか。

【佐藤委員】

そうですね、1行ぐらいでいいと思います。

【高田会長】

どうなるか分からないということに対して柔軟に対応するというようにポジティブに表現することと、セーフティネットのところは、どうなるか分からないというよりも、仕事を失ったり、職が減る人の問題が拡大する可能性があるなど、あらかじめ想定しているというニュアンスの記述が必要だということよろしいでしょうか。

【佐藤委員】

そうですね、若年層においても、住宅困窮の方が増えてくる可能性が出て来ますので、動向で言うのか、それとも今後の住宅政策の在り方のところに1行、2行で良いので、そのような記述を入れておいた方が良いのではないかと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

【高田会長】

ほかにいかがでしょうか。

【梶原委員】

今のコロナ禍の状況については、3ページで、既存住宅の持ち家の流通戸数は、1,200から1,400戸程度、分譲マンションは1,400から1,500程度で推移している、少しずつではあるが増加傾向にあると書いてあると思います。だから、全体的にコロナ禍以前は、右肩上がりでも推移していましたが、コロナ禍で所得の問題等、様々な変化があって、今後の動きが変わってくるというように上手くつながる文章表現にできたら良いと思います。

【高田会長】

そうですね。井上委員の御指摘の話と重なる話で、これまでのトレンドとしてはこうだけでも、このコロナ禍の影響で将来予測というのは、様々な変貌があって、統計と違う方向も予測されるというように、何が起こるか分からないということを含めた不確実性に対する構えが必要だということでしょうか。

【梶原委員】

はい。

【高田会長】

では、最初の動向のところでは断定的に言っているところについては、少し表現を和らげて、どこかに今のような不確実性の記述をまとめて加えるということによろしゅうございますか。

(「はい」と発言する者あり)

【高田会長】

では、他に御指摘があればお願いします。

【三浦委員】

15ページのところに新しい税について記載されていて、この点がかなり重要だと思いますが、余り議論ができていなかったところなので、経緯を教えてください。

また、ここで入ってくる税金は、様々なことに使われると思いますが、住宅政策の在り方にも活用できるような方策が重要だと思います。現状、住宅供給の観点や居住促進等に関する目的、方向性を書いていますが、もう少しあると思っていて、住宅を担当している部門として、新しい財源として確保できるのであれば、こういう方向に生かしていきたいということを中心に積極的に書き込んでおくのが重要ではないかと思いました。この点についてコメントをいただけたらと思います。

【高田会長】

別荘税に関して、これまでの経緯を、解説していただければと思います。

### 【事務局】

ちょうど2月18日から3月19日にかけて、この非居住住宅の所有者への適正な負担の在り方について、検討委員会の答申案のパブリックコメントが出されております。

もともとは、宿泊税の議論があって、そこでセカンドハウスを対象にした税についても、議論があったという経過がございます。

今年度、改めて京都市の持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会が立ち上がりまして、これまで継続審議になっていたセカンドハウス税について、議論していく流れになったものでございます。

ただ、この検討委員会で御議論いただいたことは、必ずしもセカンドハウスということだけではなく、空き家から居住用に供する者のいない非居住住宅等を対象に課税していくというように、議論の経過の中で少しずつ対象が広く捉えられてきたという展開になっております。

また、若年子育て世代を中心に市内に居住しようと思う方が住宅を購入できず、市外に転出しているという課題認識の中で、この非居住住宅の存在というのが潜在的に住宅供給の大きな可能性を狭めてしまっているのではないかという背景がありました。

ですので、一つはこの非居住住宅が市場に出て、そこに居住する、受皿になることで人口の減少に歯止めをかけたり、土地建物の有効活用を誘導することが持続可能なまちづくりに資するのではないかということが一つございます。

二つ目は、空いた状態で置かれていても、公共施設や地域コミュニティも含めた行政需要という部分で、その受益に見合った負担になっていないという課題もあります。現在もそうですが、将来にわたる社会的費用を確保するためということも、ポイントとして書かれております。

また、こういった負担を求めることによる効果ということで、一つは住宅供給が促進されることに伴って居住が促進されるのではないかということ、もう一つは、空き家の問題で、活性抑制につながるのではないかということが持続可能なまちづくりへの寄与につながるということを提言しております。

これまで当審議会でも議論してきた京都に暮らす魅力や価値の発信、住宅政策として取り組んできた空き家のさらなる流通促進や、管理不全空き家の更新の取組等にも政策効果が期待できるのではないかということになっております。

財源をどういう形で生かしていくのかということにつきましては、まだまだ議論が必要だと思いますが、そういった目的でこの審議会で議論されているという状況をこちらの住宅マスタープランの答申でも少し記載させていただいたという経緯になっております。

### 【三浦委員】

以前マンションの不在組合員に対して協力金を求めるという議論があったと思いますが、それに似ていると思いました。

京都に縁があり、もう少し役割を果たせる人たちに果たしてもらおうということなので、結構なことだと思いますが、今後も議論が必要ではないかと思います。

### 【高田会長】

何か関連する御質問や御意見があったらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

### 【佐藤委員】

余り出席できておりませんでした。私もこの税制課の委員会に入っております。途中の

議論を幾つか聞いていると、住宅政策にとって大きな課題を突きつけてきたと思いました。

今三浦委員がおっしゃったように、不在の方から税金を取ることにについて、その税金を払う人は、実は市民が多いのではないかと思います。親から相続した家が空き家になっていて、それに対して課税されるとか、セカンドハウス税と言っている段階では、納税者は市外の人たちだという認識だと皆さんは思われていると思いますけど、蓋を開けると市民で税負担される方が多くなるのではないかと思います。事業用や売買の予定があるなどの条件があれば課税は免除されるので、投資目的の方は、対応方法を考えられるかもしれません。結局市民の方で相続した家を持て余しているような場所に課税対象となるので、条件のよくない空き家が課税対象になる可能性があります。その辺りは今後の政策を詰めていく段階で、様々な配慮がされると思いますが、いずれにしても空き家をどうしようかと思っている個人に対して、相談対応が必要だと思います。

また、若年層が市外に出ていっていることに対して危機感があって、それが京都市の持続性の阻害要因になっているという住宅問題がこの税金が課される根源だという形で説明をされております。そうすると、税金を取るなら若者が住める住宅を何とかしてほしいというような、要求が出てきてもおかしくないと思われれます。空き家の流通促進につながり、空き家をリニューアルしたり、リノベしたり、あるいは建て替えたりすることで若者向けの住宅供給につながるのか、その検討が求められるかと思えます。

【高田会長】

ありがとうございます。私も若年層の市外流出とのこの税制との関係やその他にも幾つか論理的によく分からなかったところがありましたが、それについては、そちらの審議会で議論されなかったのでしょうか。

【佐藤委員】

審議会の場では、ほかの委員の方からもそこを理由にするというのは、なかなか科学的には証明できないという御意見がございましたが、大多数の声ではなかったです。

【高田会長】

ありがとうございます。事務局から何か追加説明はございますか。

【事務局】

一つは、京都の空き家ということと言いますと、市場に流通していないその他空き家というのが他都市に比べて多く存在します。これをきっかけに、相談が増え、それに伴って様々な活用につなげていくきっかけになれば良いと思います。もう一つは、まちなかで土地を買って一戸建てを建てたり、新築のマンションを買うのは若者、子育て世代にとっては、ハードルが高いということもあります。だからこそ、この新税制度の導入は既存住宅の活用につながり、それに伴って適正な値段で住宅が供給されるということにつながるのではないかという期待があると思っています。

【高田会長】

課税することによって出てきた住宅は、そもそも若年層が購入できるような金額ではないわけです。だから、それとの関係を説明するのは難しいと思います。

【井上委員】

例えば東山区などでは、住宅のうちの25%ぐらいが空き家でした。

100軒の家があるとして、そのうちの25軒が空き家でそれ以外の75軒が売買されることとなりますが、空き家が増えれば売買されるはずの住宅が減ることになるため、地価が上がります。その結果、東山区は、若い家族がそこに住みたいというニーズが非常に高いのに、地価が高すぎて入れなくなっております。

空き家が地価を上げているという実態は確実にあるので、それを減らすことで地価を下げる効果があるということは言えると思います。

【高田会長】

税制によって地価を下げて、低廉な借家や持ち家が供給されることにつながるというのは、風が吹けば桶屋が儲かるような話になっていると私は思いますが、いかがでしょうか。

【井上委員】

少ない数だったらそうかもしれないですけど、京都には11万件の空き家があるので、みんなが真剣に流通させたら、地価は全体的に下がると思います。

ただ、この空き家税でみんなが流通させるかどうかは分かりません。空き家所有者はゆとりのある方が多いので、税金をかけられたからといって、手放すかどうかは分からないし、税金を払い続けて持ち続けるのではないかと考えております。

ただ、税金の収入があれば、例えば、事務局は非常に多くの時間とお金をかけて空き家の所有者を特定していますが、その費用に回せるというメリットがあると思います。

【加藤委員】

基本的には、井上委員が言われたように、手放す形になれば供給が増えるので、需給バランスでいうと、価格は下がる可能性があるというのは、理論的に正しいと考えられると思います。

また、空き家にしてしまうと、様々な外部性を出すことが考えられるので、それに対する課税というのは、経済学的に違和感はありません。

この課税が公平かどうかという観点はまだ別ですが、効率性に関しては悪いものではないと考えます。土地を流動化させるという意味では、ある程度促進効果はあると思いますし、外部性の観点でも、課税はそれほど悪い政策ではないと個人的には考えます。

【高田会長】

空き家に対する課税の議論と、若年層に対する住宅供給の促進は直結するかどうかということ疑問に思っていて、若年層に対する住宅供給の促進策になるとどうして言えるのかということが説明はされていないのではないかと思います。

【加藤委員】

でも、市場に供給されなければ若年層が手に入れたいと思っても、それはかないません。空き家として維持し続け、固定化されてしまうと思います。

【高田会長】

必要条件にはなるかもしれませんが、若年層に対する住宅供給の促進を目的にするなら、さらにそれを促進する施策がないと連動しないのではないかと思います、いかがでしょうか。

【加藤委員】

そうですね、それなら若年層に対して補助金を出すしかないかもしれません。若年層が手に入れられるかどうかは、供給されていれば、手に入れられる方も出てきて、それなりに増える可能性もあるのではないかと思います。

【高田会長】

若年層の流出というのは、住まいの話だけではなくて、仕事との関係もあって、総合的に考えないといけない問題だと思っております。そういうことも含めて住宅政策は、必ずしも住まいの問題だから住まいだけではなく、雇用の問題等も、非常に関連してくると思います。

【岸本委員】

私は、高田先生がおっしゃっていたのと全く同じ考えで、現場の立場としては、若年層の流出というのは、住宅問題というよりは、仕事とセットで考えるべきで、住宅だけで話をしてもなかなか改善されない問題だと思っています。

あと空き家を空き家化させている理由として、空き家にしても困っていないからというのが京都市内ではよく言われていますが、私が所有者の方から相談いただく中で多いと思う理由は、相続などの問題です。家族間の問題とか親族間の問題で解決されなくて、数年たってしまっているという実態が多く見られていたり、田の字地区などもともと地価が高いところでは、建て替えるにしても1億円以上の大きなお金が必要で、不動産屋、ハウスメーカー、建築士など、様々な方に当たっているけど、大きなお金を動かすという踏ん切りがつかずに、数年たっているということが非常に多いのが実態です。

ですので、具体的な解決策は難しいですが、課税したとしても相談の数が増えるだけで、相談から流通につながるまでに結構時間がかかっている現状から大きな変化はないのではないかと思います。

【高田会長】

ありがとうございます。住宅審議会としても、もう少し今のような問題について、別の提案も含めてできるような議論をやってくるべきだったという反省もございますが、今回は、ちょうど答申を出す直前に新税の話が出てきたので、全く触れないわけにもいかないし、かといって本格的にこれについてコメントすることも難しいという状況だと思います。ですので、今は少しだけ触れておき、今後様々な議論が出てきた時に、それを深めていくということではないかと思っています。

新税の話に触れること自体についても、もし御意見があったら出していただけたらと思います。

【梶原委員】

全国的に見ても、相続などで所有者不明の物件が多数ある中で、3年以内に登記することが義務付けられるような登記制度のことで、空き家を動かしていく、つまり市場に出てくるということが大事なことだと思います。市場に出てきて、皆さんの目でその物件を判定してから貸すか、売るかという判別につながってくると思います。

【高田会長】

ありがとうございます。この新税の話は、少し触れる程度ということにならざるを得ないですが、今皆さんが言われたようなニュアンスをできる限り表現して、多様な議論が背景にあって、今後さらに議論が必要だということを前提にして、この答申の中では少し触れるというぐらいにしておくということで、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかの内容で何か御意見ございますか。

(「はい」と発言する者あり)

【松本委員】

取りまとめありがとうございます。

20ページで既存不適格である分譲マンションを長寿命化・建て替えの円滑化とあり、ここに書かれている内容について、異存があるわけではないですが、既存不適格である分譲マンションの長寿命化と言ってしまうと、何となく違和感を感じたので、ここの表現は少し考えた方が良いのではないかと思いました。

特に、2番目の文言も、いかにも既存不適格マンションのみを長寿命化していくことがいいと見えてしまうので、少し調整していただければと思いました。

もう1件、26ページの高齢者以外の属性に対する居住支援の拡大のところで、この前が高齢者の居住支援ということに対しての話だと思いますが、この書き方では、とにかく誰に対してもということになって、議論が絞められていないようにも見えかねるので、住宅確保要配慮者のように、少し絞った表現の方が良いのではないかと思いました。

【高田会長】

ありがとうございました。いずれも表現上の注意ということなので、すぐには思い浮かびませんが、今の御趣旨に合うような、表現にしていいただければと思います。既存不適格については、行政のスラッグみたいなのところがありますので、現在の法律に適法でない条件を、持続すると解釈される可能性があるという危惧ですね。

【松本委員】

そうですね。

【高田会長】

そうではなく、その法律や制度の変化との関係の中で、全ての住宅が適正に維持され続けるようなニュアンスが強まるように表現をするべきではないかということなので、タイトルと中身との関係でいうと、もう少し中に書かれていることができるだけ伝わりやすいように工夫して、文章表現上考えられることを考えていくという対応をするべきだという御意見だと思いますが、事務局としても今のようなことでよろしゅうございますでしょうか。

【事務局】

そうですね、マンションの件につきましては、新築購入した人が亡くなるまでに建て替えが起こり、2回負担する必要がないように長寿命化していくべきではないかという御意見を前回いただきました。これは既存不適格だけに関わらず、居住の安定も含めて使えるものを大事に使っていくという観点だと思いますので、御指摘を踏まえて表現を工夫いたします。

高齢者以外の居住支援は、まさに住宅確保要配慮者の中での対象拡大ということなので、それが伝わるようなタイトルに変更したいと考えております。

【高田会長】

それでは、今の趣旨に合うような形で修正をするということで、よろしゅうございますか。

【松本委員】

よろしく申し上げます。

【高田会長】

ありがとうございます。ほかの項目について、御指摘あったらお願いします。

【栗木委員】

栗木です。13ページの地域ごとの魅力的な住まい・暮らし方の発信というところで、若年層が県外を選んでしまう、外に流出してしまうということに対して、住まい方の具体的なイメージを発信すると良いのではないかと書かれていますが、私みたいな県外から住み移った者は、京都人はプライドが高く、いけずみみたいなイメージがあります。ですので、京都出身の人だけが京都の中で住んでいるイメージだけではなくて、県外の人も含めて京都で暮らしているというイメージも必要ではないかと思えます。

県外の人から見ると、ここに書いてある文章だけでは、京都の人が京都の中で伝統的に暮らしているというように閉鎖的にも思えてしまいます。でも、京都は古くから外の人たちをどんどん受け入れて、それが1000年以上引き継がれてきた土地柄であると思うので、そういう住まい方もイメージとしてアピールする必要があると思えます。

【高田会長】

ありがとうございます。おっしゃっていることはそのとおりだと思います。具体的にどこをこう書いたらいいという御提案はないですか。

【栗木委員】

具体的には思い浮かびませんが、上から6番目の文章の中に、昔から他の地域の人を受け入れてきたといった文章があれば良いと思えます。

【高田会長】

要するに、古来から、外部の人を幅広く受け入れて暮らしているのが、京都の住まい方だという表現に変えたら良いのではないかということでしょうか。

【栗木委員】

はい。それを入れておくことで、県外の方への情報発信になると思えました。

【高田会長】

ありがとうございました。今のような文言を加筆するという事によろしゅうございますか。  
(「はい」と発言する者あり)

【高田会長】

では、そういう形で加筆させていただくことにします。ほかにはいかがでしょうか。

【加藤委員】

将来的にI・O・Tなどの需要がさらに増えてくると思いますので、6ページのライフスタイルの変化の辺りにそのような背景についても記載を加えていただければと思います。

【高田会長】

コロナの影響で、住宅界でもI・O・Tが既に進行しているので、そういうことをもっと進めるという話であれば、後に書いた方が良いのかもしれないですね。

【加藤委員】

公営住宅の箇所に入れるのは、難しいと思うので、後ろのほうがいいかもしれないですね。

【事務局】

後段であれば、14ページにこれからのライフスタイルや、多様なニーズの記載があるので、そこに加筆してはどうかと思えます。

【加藤委員】

では、そこの辺りをお願いします。

【高田会長】

住宅との関係でいくと、情報機器の普及ということもありますが、仕事と暮らしの関係が変わってきて、それに対応する住宅が多様で今回できたところもあるし、できなかったところもあるという話が今後もっと広がっていくだろうと思います。そのような記述はあった方が良いと思いますので、今加藤委員が言われたような趣旨で文章を加えるということではよろしいでしょうか。

【井上委員】

追加でもう1か所加えていただいてもいいでしょうか。

町内会などもコロナで止まっているところが多いので、地域のICT化というのも20ページの地域における自主的なまちづくり活動の促進のところに入れていただけたらと思います。

【高田会長】

地域活動やコミュニティ活動を活性化するためにも、オンラインで何か事業を行うなどのような表現の記載をしてはどうかということですね。

【井上委員】

そうですね、例えば、今私が関わっている東山区の六原などでは、地域住民によるまちづくり委員会や、町内会長会もオンラインで行っています。そのように、地域が取り入れていくことが必要だと思います。

【高田会長】

それはどこに記載すると良いでしょうか。

【井上委員】

そうですね、20ページの下のところ個別に入れるか、最初にまとめて入れていただくかどうかだと思います。

【高田会長】

今までリアルでしかやらないものだと考えていたもので、バーチャルなものリアルなものをどう組み合わせるかという議論があちこちで起こっております。

では、地域活動においても、そのような記述を20ページに加えるということにしておいて、後で検討した結果、まとめた方が良ければまとめるということではよろしゅうございますか。

【井上委員】

お願いします。

【高田会長】

事務局はいかがでしょうか。

【事務局】

そうですね、実は、区役所や文化市民局でも、今まさに地域をつなぐICT活用について、推進していこうという流れがございますので、記載できればと思います。

【高田会長】

今のようなオンラインの活動ができるようになると、コロナの問題がなくなった後も、参加しやすくなるということもあります。事務局から、ほかの地域でもオンライン化を推進する議

論が行われているとありましたので、十分な議論が審議会でもできていないというニュアンスを含んだ表現として広げていくと書かせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

【佐藤委員】

27ページの、公民連携による住宅セーフティネットというのが重要な視点だと思います。

ここでは相談窓口のことが書かれていて、最初の二つの丸は、住宅以外の生活、就労など、もう少し幅広い総合的な相談窓口が要ると書かれていて、3番目の丸では、現在行っている居住支援協議会などの活動をもっと幅広くする必要があると書かれています。その下の四つ目の「こうした相談窓口」というのは、どちらのことを指すのかが分からないですが、もし同じものを言っているのであれば、二つ目の丸の最後のところに、相談窓口を設置するべきであるというのは、何か新しい相談窓口をつくると取られるので、最終的にこの既存の京安心すまいセンターの機能強化というところを言いたいのであれば、二つ目の丸の語尾は求められるという表現に変えた方が良いのではないかと思います。

ここに書かれていることは、非常に重要な視点であり、両方の機能が1か所にあるのは、非常にすばらしいことだと思います。できれば福祉分野とも接点を持つ総合的な窓口が今の京安心すまいセンターの機能として拡充できるのが一番望ましいと思います。

【高田会長】

ありがとうございます。今佐藤委員がおっしゃったような趣旨が分かりやすく伝わるように、全体の文章を見直すと良いと思います。

関連する御意見はございませんか。事務局も特に問題ございませんか。

【事務局】

大丈夫です。

【高田会長】

皆さんから、何点か修正すべき点を御指摘いただきました。具体的な修正をするかどうか決められないものから、文章を調整するだけで良いと最後判断いただいたものまで様々なレベルのものがありますが、審議会としては、方向性の議論として皆さんの合意をいただいたと考えて良いと思います。今御指摘いただいた項目について、もう一度事務局で修正案を作っていたら、それを答申にしていくと考えさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

【高田会長】

では、それを誰がどのようにして確認するかということがありますが、とりあえず修正の仕方としては、今日の議論の内容に合う形で答申文を修正させていただくということをお願いしたいと思いますが、事務局はそれでいかがでしょうか。

【事務局】

「おわりに」というところを空欄にしておりますが、例えばこの審議会で十分な議論ができなかったけれども、今後の展開としてこういうことも考えた方が良いのではないかとか、市に言っておきたいことなどをここで触れていただきたいと思いますので、もしそのような観点の御意見があれば、先にお伺いさせていただきたいです。

【高田会長】

皆さんから出た意見の中では、感染症の拡大の中で不確定な状況が出てきたり、住生活そのものが大きく動く可能性が出てきたり、デジタル化が進行する中で、住生活も様々な影響を受けるなど、今のトレンドだけで考えるわけにはいかないようになってきたということ、少なくともそこで触れておいた方が良いのではないかと思います。

「さらに検討を深めていく必要がある」、「柔軟に対応していく必要がある」ということ以外のことで、「おわりに」に書いておくべきことがあれば御意見を頂戴したいと思います。

過去の住宅審議会でも、他の行政部局との連携を一層強める必要があるという御意見をいただきました。住宅政策は独立してあるわけではないことを今日の議論の中でも非常に強く感じました。

今の税制の話も、住宅審議会で議論する項目にはなっていないですが、それが決まってしまうと、住宅市場に非常に大きな影響が及んでくる可能性があるとか、福祉関連の話でも、住宅の困窮というよりも、そもそも生活そのもの、仕事や家庭の問題で困られているため、そういう総合的な生活支援の仕組みが必要だと議論されてきました。住宅だけの話で対応できないということは明らかなので、今は縦割りになっているものがうまくつながっていく、連携していくような仕組みについても、これからもっと重要になってくるため、議論のアウトプットとして何か提案できると、本当はもっとよかったと思います。

全体を通じて、お伺いすることがあったら、最後にどんな内容でも言うておいていただきたいと思いますが、何かございますか。

それでは、今のような形で、事務局でもう一度修正案を作ってください、少なくとも私は決定の議論に参加させていただいて、取りまとめたいと思います。もう一度審議会を開いて全員と議論するのは難しいと思いますので、簡単にまとまらないところがあった場合には、それに関連する御意見をいただいた委員の方にお返しするということが出てくるかもしれません。今日の議論をもって、全体の方向性については合意していただいたということにして、私の責任で取りまとめをさせていただいてもよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

【高田会長】

場合によっては、相談させていただくことが出てくるかもしれませんが、その際は、必要な委員の方に連絡をさせていただいて、意見を取り入れてまとめるという形でよろしいでしょうか。

【事務局】

そうですね、今日いただいた意見について、まずは高田会長と御相談させていただき、整理したいと思います。

【高田会長】

それでは、答申までに協議する時間を取ることは難しいと思いますので、今日までに合意をいただいたところについて、答申をするということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

最後に、事務局から今後の予定や答申の進め方等について、御説明いただきたいと思います。

**【事務局】**

本日も、長時間にわたり、御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

今日の内容を踏まえて答申案を修正いたしまして、皆様にもメールで最終的な御確認をさせていただこうと思います。最終的には、高田先生に御確認いただいた上で、今年度中に答申を京都市に提出していただく段取りで調整させていただきたいと思います。

詳細は追って御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**4 閉会**

**【事務局】**

最後に、審議の終了に当たりまして、岩崎住宅政策監から御挨拶申し上げたいと思います。

**【岩崎住宅政策監】**

委員の皆様、本当にありがとうございました。昨年1月から部会を含めまして9回にわたって熱心な御議論、突っ込んだ御議論をいただきました。本当にありがとうございました。

コロナ禍でリモート会議が中心になり、対面での議論をしていただけなかったこともありましたが、こういうハンディを背負いながらも、先生方に御協力いただきまして、有意義な議論をしていただけたと思っております。

この答申を今年度内にいただきまして、来年度にマスタープランという形で具体化していきたいと思っております。

本当に突っ込んだ御議論をいただきましたので、方向性がしっかりと見えた中で、施策を講じていけると思っております。

また、全体を通じてお聞かせいただいている中で、実際に結果につなげる施策を講じていくことが必要だと考えております。また、施策の企画立案や実施に当たって、御意見等を頂戴できればと思っております。

本当に長期間にわたって、熱心な御議論いただき、ありがとうございました。

**【事務局】**

そうしましたら、本日の審議については、これで終了させていただきます。本当にこの1年半にわたって誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。